

会津若松市公告第336号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和6年10月11日

会津若松市長 室井 照平

1	委託業務名	広田保育所給食調理・洗浄業務委託
2	委託業務場所	会津若松市河東町広田字横堀15番地
3	業務の概要	保育所給食調理・洗浄業務 (詳細については、別添仕様書のとおり)
4	業務期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
5	予定価格	非公表 (契約締結後に公表)
入札参加資格要件		入札に参加できるのは、次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
①		入札参加申込締切日から入札時において、継続して会津若松市入札参加者資格者名簿に登録されていること。
②		登録内容 本市に「給食業務」の業種登録のある者
③		地域要件 市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者
6	④	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
⑤		会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
⑥		この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
⑦		その他入札参加資格要件(許可、資格等の保有要件・経験・実績に関する要件・業務への対応に関する要件) ア 子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する保育所または認定こども園を対象として、給食の調理及び洗浄業務の実績を有すること。 イ 緊急な判断が必要とされる事項が生じた場合の連絡体制が整備されていること、並びに迅速かつ確実に対応できる代替策を講じていること。
入札参加の申込		
①		提出書類 公募型指名競争入札参加申込書、保育所給食調理・洗浄業務委託 提案書 ほか別紙のとおり
②		提出方法 必ず指定様式により、下記の提出先に郵送で提出すること。
③		郵送方法 一般書留又は簡易書留による。
7	④	宛先 〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所こども保育課 行
⑤		入札参加申込期間 令和6年11月1日(金) から 令和6年11月12日(火) まで 上記の宛先に必着 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。 <b>※提出書類は、期限日である11月12日に会津若松郵便局に差し出した場合であっても、同局留としての到着は差出日の翌日以降となる場合があり、このような場合、到着期限日までに書類が到着していないものとして申込無効となりますので十分ご注意ください。</b>
⑥		入札参加申込書等入手方法 会津若松市ホームページ <a href="https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp">https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp</a> (市のトップページ>事業者の方へ>入札情報>3. 公募(プロポーザル方式等)) からダウンロード 市役所窓口での配布は行わない。
設計図書等		
8	①	閲覧場所 会津若松市ホームページ <a href="https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp">https://www.aizuwakamatsu.fukushima.jp</a> (市のトップページ>事業者の方へ>入札情報>3. 公募(プロポーザル方式等))
②		閲覧期間 入札参加申込期間内とする。
設計図書等に対する質問		
①		質問方法 本委託業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAXで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
9	②	質問書送付先 会津若松市役所 こども保育課 電話番号 0242-39-1239 FAX番号 0242-39-1246
③		質問期限 令和6年11月1日(金) 午後3時00分まで
④		質問に対する回答 質問書の回答は、後日速やかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

指名業者の選定	
10	<p>① 指名業者の選定方法 入札参加申請者の資格要件の確認及び指名業者の選定は、会津若松市役所 こども保育課において行う。</p> <p>② 結果通知日 令和6年11月20日(水)</p> <p>③ 指名通知等 入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をFAXで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。</p>
入札方法	
11	<p>① 提出書類 入札書 及び 価格内訳書 数量、単価等を明確にした価格内訳書を提出しなければならない。</p> <p>② 提出方法 必ず指定様式により、下記の提出先に郵送で提出すること。</p> <p>③ 郵送方法 一般書留又は簡易書留による。</p> <p>④ 宛先 〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 こども保育課 行 令和6年11月28日(木)(必着)</p> <p>⑤ 提出期限 <b>※提出書類は、期限日である11月28日に会津若松郵便局に差し出した場合であっても、同局留としての到着は差出日の翌日以降となる場合があります、このような場合、到着期限日までに書類が到着していないものとして入札無効となりますので十分ご注意ください。</b></p> <p>⑥ 入札(開札)日時 令和6年11月29日(金) 午後1時30分</p> <p>⑦ 入札(開札)場所 会津若松市役所栄町第二庁舎 2階第2会議室</p>
12	入札回数 1回(落札者がなかった場合は、入札不調とします。)
13	入札保証金 免除
14	<p>入札の無効</p> <p>① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ 価格内訳書の添付のない入札は無効とする。また価格内訳書を確認した結果、積算に疑義が生じた場合には当該入札者に説明を求めるとともに、積算内容が、法令に違反することが明らかな場合には、当該入札を無効とすることができる。</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札</p>
15	契約事項 会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
16	<p>契約保証金</p> <p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)</p>
17	<p>その他</p> <p>① 止むを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。</p> <p>② 会津若松市入札心得及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>③ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p>